

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新	旧
<p>雇児総発 0727 第 3 号 社援基発 0727 第 1 号 障 障 発 0727 第 2 号 老 総 発 0727 第 1 号 平成 23 年 7 月 27 日</p>	<p>雇児総発 0727 第 3 号 社援基発 0727 第 1 号 障 障 発 0727 第 2 号 老 総 発 0727 第 1 号 平成 23 年 7 月 27 日</p>
<p>一 部 改 正 雇児総発 0329 第 2 号 社援基発 0329 第 3 号 障障発第 0329 第 1 号 老 総 発 0329 第 1 号 平成 25 年 3 月 29 日</p>	
<p>都道府県 各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿 中核市</p>	<p>都道府県 各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿 中核市</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p>
<p>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長</p>
<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長</p>
<p>厚生労働省老健局総務課長</p>	<p>厚生労働省老健局総務課長</p>
<p>社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について</p>	<p>社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について</p>
<p>社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日雇児発 0727 第 1 号、社援発 0727 第 1 号、老発 0727 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)により示されているところであるが、「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項 (運用指針)」及び「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い」について、別紙 1 及び別紙 2 のとおり定めたので、貴管内関係機関</p>	<p>社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日雇児発 0727 第 1 号、社援発 0727 第 1 号、老発 0727 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)により示されているところであるが、「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項 (運用指針)」及び「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い」について、別紙 1 及び別紙 2 のとおり定めたので、貴管内関係機関</p>

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新	旧
及び各社会福祉法人に対し周知の上、社会福祉法人会計基準の円滑な実施が図られるようご 配意願いたい。	及び各社会福祉法人に対し周知の上、社会福祉法人会計基準の円滑な実施が図られるようご 配意願いたい。
別紙 1 (略)	別紙 1 (略)
別添 1 (略)	別添 1 (略)
別添 2	別添 2

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」-新旧対照表-

(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新										旧									
減価償却資産の償却率、改訂償却率及び保証率表										減価償却資産の償却率、改訂償却率及び保証率表									
耐用年数	平成24年4月1日以後に取得			平成19年4月1日以後取得			平成13年4月1日から平成23年3月31日までで既に取得			耐用年数	平成19年4月1日以後取得			平成19年3月31日以前取得					
	定率法		償却率	定率法		保証率	定率法		償却率		耐用年数	定率法		定率法					
	償却率	改訂償却率		償却率	改訂償却率		償却率	改訂償却率				償却率	改訂償却率						
2	1.000	—	—	0.500	1.000	—	—	2	0.500	0.684	2	0.500	0.684						
3	0.333	1.000	0.11089	0.334	0.833	1.000	0.02789	3	0.333	0.536	3	0.334	0.536						
4	0.500	1.000	0.12489	0.250	0.625	1.000	0.05274	4	0.250	0.438	4	0.250	0.438						
5	0.400	0.500	0.10800	0.200	0.500	1.000	0.06249	5	0.200	0.369	5	0.200	0.369						
6	0.333	0.334	0.08911	0.167	0.417	0.500	0.05776	6	0.166	0.319	6	0.167	0.319						
7	0.286	0.334	0.08680	0.143	0.357	0.500	0.05496	7	0.142	0.280	7	0.143	0.280						
8	0.250	0.334	0.07909	0.125	0.313	0.334	0.05111	8	0.125	0.250	8	0.125	0.250						
9	0.222	0.250	0.07126	0.112	0.278	0.334	0.04731	9	0.111	0.226	9	0.112	0.226						
10	0.200	0.250	0.06552	0.100	0.250	0.334	0.04448	10	0.100	0.206	10	0.100	0.206						
11	0.182	0.200	0.05992	0.091	0.227	0.250	0.04123	11	0.090	0.189	11	0.091	0.189						
12	0.167	0.200	0.05568	0.084	0.208	0.250	0.03970	12	0.083	0.175	12	0.084	0.175						
13	0.154	0.167	0.05180	0.077	0.192	0.200	0.03633	13	0.076	0.162	13	0.077	0.162						
14	0.143	0.167	0.04854	0.072	0.179	0.200	0.03389	14	0.071	0.152	14	0.072	0.152						
15	0.133	0.143	0.04585	0.067	0.167	0.200	0.03217	15	0.066	0.142	15	0.067	0.142						
16	0.125	0.143	0.04294	0.063	0.156	0.167	0.03083	16	0.062	0.134	16	0.063	0.134						
17	0.118	0.125	0.04038	0.059	0.147	0.167	0.02905	17	0.058	0.127	17	0.059	0.127						
18	0.111	0.112	0.03884	0.056	0.139	0.143	0.02757	18	0.055	0.120	18	0.056	0.120						
19	0.105	0.112	0.03693	0.053	0.132	0.143	0.02616	19	0.052	0.114	19	0.053	0.114						
20	0.100	0.112	0.03488	0.050	0.125	0.143	0.02517	20	0.050	0.109	20	0.050	0.109						
21	0.095	0.100	0.03335	0.048	0.119	0.125	0.02408	21	0.048	0.104	21	0.048	0.104						
22	0.091	0.100	0.03182	0.046	0.114	0.125	0.02296	22	0.046	0.099	22	0.046	0.099						
23	0.087	0.091	0.03052	0.044	0.109	0.112	0.02226	23	0.044	0.095	23	0.044	0.095						
24	0.083	0.084	0.02969	0.042	0.104	0.112	0.02157	24	0.042	0.092	24	0.042	0.092						
25	0.080	0.084	0.02841	0.040	0.100	0.112	0.02058	25	0.040	0.088	25	0.040	0.088						
26	0.077	0.084	0.02718	0.039	0.096	0.100	0.01989	26	0.039	0.085	26	0.039	0.085						
27	0.074	0.077	0.02624	0.038	0.093	0.100	0.01902	27	0.037	0.082	27	0.037	0.082						
28	0.071	0.072	0.02568	0.036	0.089	0.091	0.01866	28	0.036	0.078	28	0.036	0.078						
29	0.069	0.072	0.02493	0.035	0.086	0.091	0.01803	29	0.035	0.076	29	0.035	0.076						
30	0.067	0.072	0.02389	0.034	0.083	0.084	0.01766	30	0.034	0.074	30	0.034	0.074						
31	0.065	0.067	0.02289	0.033	0.081	0.084	0.01688	31	0.033	0.072	31	0.033	0.072						
32	0.063	0.067	0.02216	0.032	0.078	0.084	0.01655	32	0.032	0.069	32	0.032	0.069						
33	0.061	0.063	0.02161	0.031	0.076	0.077	0.01585	33	0.031	0.067	33	0.031	0.067						
34	0.059	0.063	0.02087	0.030	0.074	0.077	0.01532	34	0.030	0.066	34	0.030	0.066						
35	0.057	0.059	0.02051	0.029	0.071	0.072	0.01532	35	0.029	0.064	35	0.029	0.064						
36	0.056	0.058	0.01974	0.028	0.069	0.072	0.01494	36	0.028	0.062	36	0.028	0.062						
37	0.054	0.056	0.01950	0.028	0.068	0.072	0.01425	37	0.027	0.060	37	0.027	0.060						
38	0.053	0.056	0.01882	0.027	0.066	0.067	0.01393	38	0.027	0.059	38	0.027	0.059						
39	0.051	0.053	0.01860	0.026	0.064	0.067	0.01370	39	0.026	0.057	39	0.026	0.057						
40	0.050	0.053	0.01791	0.025	0.063	0.067	0.01317	40	0.025	0.056	40	0.025	0.056						
41	0.049	0.050	0.01741	0.025	0.061	0.063	0.01306	41	0.025	0.055	41	0.025	0.055						
42	0.048	0.050	0.01694	0.024	0.060	0.063	0.01261	42	0.024	0.053	42	0.024	0.053						
43	0.047	0.048	0.01664	0.024	0.058	0.058	0.01248	43	0.024	0.052	43	0.024	0.052						
44	0.045	0.046	0.01664	0.023	0.057	0.059	0.01210	44	0.023	0.051	44	0.023	0.051						
45	0.044	0.046	0.01634	0.023	0.056	0.059	0.01175	45	0.023	0.050	45	0.023	0.050						
46	0.043	0.044	0.01601	0.022	0.054	0.056	0.01175	46	0.022	0.049	46	0.022	0.049						
47	0.043	0.044	0.01532	0.022	0.053	0.056	0.01153	47	0.022	0.048	47	0.022	0.048						
48	0.042	0.044	0.01499	0.021	0.052	0.053	0.01126	48	0.021	0.047	48	0.021	0.047						
49	0.041	0.042	0.01475	0.021	0.051	0.053	0.01102	49	0.021	0.046	49	0.021	0.046						
50	0.040	0.042	0.01440	0.020	0.050	0.053	0.01072	50	0.020	0.045	50	0.020	0.045						

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新	旧																																								
<p>(注 1) 耐用年数 50 年以降の係数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号) 別紙第七、第八、第九及び第十を用いること</p> <p>(注 2) 本表における用語の定義は次の通りであること。</p> <p>「保証率」=「損客保証率」の計算において減価償却資産の取得原価に乗ずる率をいう。</p> <p>「改訂償却率」=各事業年度の「調整前償却額」が「償却保証額」に満たない場合に、その最初に満たないこととなる事業年度以降の償却費がその後毎年同一となるように適用される償却率</p> <p>「調整前償却額」=減価償却資産の期首帳簿価額(取得価額から既にした償却費の累計額を控除した後の金額。以下同じ)に「定率法の償却率」を乗じて計算した金額(=各事業年度の償却額)をいう。</p> <p>「償却保証額」=減価償却資産の取得価額×「保証率」</p> <p>「改訂取得価額」=各事業年度の「調整前償却額」が「償却保証額」に満たない場合に、その最初に満たないこととなる事業年度の期首帳簿価額をいう。</p> <p>(調整前償却額) ≥ (償却保証額) の場合：  <math>(\text{定率法減価償却費}) = (\text{期首帳簿価額}) \times (\text{定率法の償却率})</math></p> <p>(調整前償却額) &lt; (償却保証額) の場合：  <math>(\text{定率法減価償却費}) = (\text{改訂取得価額}) \times (\text{改訂償却率})</math></p>	<p>(注 1) 耐用年数 50 年以降の係数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号) 別紙第九及び第十を用いること</p> <p>(注 2) 本表における用語の定義は次の通りであること。</p> <p>「保証率」=「損客保証率」の計算において減価償却資産の取得原価に乗ずる率をいう。</p> <p>「改訂償却率」=各事業年度の「調整前償却額」が「償却保証額」に満たない場合に、その最初に満たないこととなる事業年度以降の償却費がその後毎年同一となるように適用される償却率</p> <p>「調整前償却額」=減価償却資産の期首帳簿価額(取得価額から既にした償却費の累計額を控除した後の金額。以下同じ)に「定率法の償却率」を乗じて計算した金額(=各事業年度の償却額)をいう。</p> <p>「償却保証額」=減価償却資産の取得価額×「保証率」</p> <p>「改訂取得価額」=各事業年度の「調整前償却額」が「償却保証額」に満たない場合に、その最初に満たないこととなる事業年度の期首帳簿価額をいう。</p> <p>(調整前償却額) ≥ (償却保証額) の場合：  <math>(\text{定率法減価償却費}) = (\text{期首帳簿価額}) \times (\text{定率法の償却率})</math></p> <p>(調整前償却額) &lt; (償却保証額) の場合：  <math>(\text{定率法減価償却費}) = (\text{改訂取得価額}) \times (\text{改訂償却率})</math></p>																																								
別添 3	別添 3																																								
1. 資金収支計算書勘定科目の説明	1. 資金収支計算書勘定科目の説明																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">①収入の部</th> </tr> <tr> <th colspan="4">&lt;事業活動による収入&gt;</th> </tr> <tr> <th>大区分</th> <th>中区分</th> <th>小区分</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>障害福祉サービス等事業収入</td> <td>自立支援給付費収入</td> <td>介護給付費収入</td> <td>介護給付費の代理受領分をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	①収入の部				<事業活動による収入>				大区分	中区分	小区分	説明	(略)	(略)	(略)	(略)	障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入	介護給付費収入	介護給付費の代理受領分をいう。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">①収入の部</th> </tr> <tr> <th colspan="4">&lt;事業活動による収入&gt;</th> </tr> <tr> <th>大区分</th> <th>中区分</th> <th>小区分</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>障害福祉サービス等事業収入</td> <td>自立支援給付費収入</td> <td>介護給付費収入</td> <td>介護給付費の代理受領分をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	①収入の部				<事業活動による収入>				大区分	中区分	小区分	説明	(略)	(略)	(略)	(略)	障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入	介護給付費収入	介護給付費の代理受領分をいう。
①収入の部																																									
<事業活動による収入>																																									
大区分	中区分	小区分	説明																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																						
障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入	介護給付費収入	介護給付費の代理受領分をいう。																																						
①収入の部																																									
<事業活動による収入>																																									
大区分	中区分	小区分	説明																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																						
障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入	介護給付費収入	介護給付費の代理受領分をいう。																																						

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新				旧			
		特例介護 給付費収 入	特例介護給付費の受領分をいう。			特例介護 給付費収 入	特例介護給付費の受領分をいう。
		訓練等給 付費収入	訓練等給付費の代理受領分をいう。			訓練等給 付費収入	訓練等給付費の代理受領分をいう。
		特例訓練 等給付費 収入	特例訓練費等給付費の受領分をいう。			特例訓練 等給付費 収入	特例訓練費等給付費の受領分をいう。
		地域相談 支援給付 費収入	<u>地域相談支援給付費の代理受領分をいう。</u>			サービス 利用計画 作成費収 入	<u>サービス利用計画作成費の代理受領分をいう。</u>
		特例地域 相談支援 給付費収 入	特例地域相談支援給付費の受領分をいう。				
		計画相談 支援給付 費収入	計画相談支援給付費の代理受領分をいう。				
		特例計画 相談支援 給付費収 入	特例計画相談支援給付費の受領分をいう。				
	障害児施 設給付費 収入	障害児通 所給付費 収入	障害児通所給付費の代理受領分をいう。		障害児施 設給付費 収入		<u>障害児施設給付費の代理受領分をいう。</u>

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新				旧			
		特例障害児通所給付費収入	特例障害児通所給付費の代理受領分をいう。				
		障害児入所給付費収入	障害児入所給付費の代理受領分をいう。				
		障害児相談支援給付費収入	障害児相談支援給付費の代理受領分をいう。				
		特例障害児相談支援給付費収入	特例障害児相談支援給付費の受領分をいう。				
	利用者負担金収入		利用者本人（障害児においては、その保護者）の負担による収入をいう。		利用者負担金収入		利用者本人（障害児においては、その保護者）の負担による収入をいう。

以下、省略。

以下、省略。

②支出の部 (略)

②支出の部 (略)

2. 事業活動計算書勘定科目の説明

2. 事業活動計算書勘定科目の説明

①収益の部			
<サービス活動増減による収益>			
大区分	中区分	小区分	説明
(略)	(略)	(略)	(略)
障害福祉サービス等事業収益	自立支援給付費収益	介護給付費収益	介護給付費の代理受領分をいう。

①収益の部			
<サービス活動増減による収益>			
大区分	中区分	小区分	説明
(略)	(略)	(略)	(略)
障害福祉サービス等事業収益	自立支援給付費収益	介護給付費収益	介護給付費の代理受領分をいう。

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新				旧			
		特例介護 給付費収 益	特例介護給付費の受領分をいう。			特例介護 給付費収 益	特例介護給付費の受領分をいう。
		訓練等給 付費収 益	訓練等給付費の代理受領分をいう。			訓練等給 付費収 益	訓練等給付費の代理受領分をいう。
		特例訓練 等給付 費収 益	特例訓練費等給付費の受領分をいう。			特例訓練 等給付 費収 益	特例訓練費等給付費の受領分をいう。
		地域相談 支援給 付費収 益	<u>地域相談支援給付費の代理受領分をいう。</u>			サービス 利用計 画作成 費収 益	<u>サービス利用計画作成費の代理受領分をいう。</u>
		特例地域 相談支 援給付 費収 益	<u>特例地域相談支援給付費の受領分をいう。</u>				
		計画相談 支援給 付費収 益	<u>計画相談支援給付費の代理受領分をいう。</u>				
		特例計画 相談支 援給付 費収 益	<u>特例計画相談支援給付費の受領分をいう。</u>				
	障害児施 設給付 費収 益	障害児通 所給付 費収 益	<u>障害児通所給付費の代理受領分をいう。</u>		障害児施 設給付 費収 益		<u>障害児施設給付費の代理受領分をいう。</u>

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新				旧			
		特例障害 児通所給 付費収益	特例障害児通所給付費の代理受領分をいう。				
		障害児入 所給付費 収益	障害児入所給付費の代理受領分をいう。				
		障害児相 談支援給 付費収益	障害児相談支援給付費の代理受領分をいう。				
		特例障害 児相談支 援給付費 収益	特例障害児相談支援給付費の受領分をいう。				
	利用者負 担金収益		利用者本人（障害児においては、その保護者）の負担 による収益をいう。		利用者負 担金収益		利用者本人（障害児においては、その保護者）の負担 による収益をいう。
以下、省略。				以下、省略。			
②費用の部（略）				②費用の部（略）			
3. 貸借対照表勘定科目の説明（略）				3. 貸借対照表勘定科目の説明（略）			
4. 就労支援事業 製造原価明細書勘定科目説明（略）				4. 就労支援事業 製造原価明細書勘定科目説明（略）			
5. 就労支援事業販管費明細書勘定科目説明（略）				5. 就労支援事業販管費明細書勘定科目説明（略）			
6. 就労支援事業明細書勘定科目説明				6. 就労支援事業明細書勘定科目説明			
7. 授産事業費用明細書勘定科目説明				7. 授産事業費用明細書勘定科目説明			



「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新	旧
別紙①～⑱ (略)	別紙①～⑱ (略)
別紙2 (略)	別紙2 (略)
別紙②～⑮ (略)	別紙②～⑮ (略)

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・福祉局福祉基幹課長、社会・福祉局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新 資金収支計算書						別紙①
【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	
勘定科目【A】		勘定科目【B】				
科目区分		科目区分				
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分		
<経常活動による収支> 【収入】		<事業活動による収支> 【収入】				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	サービス利用計画作成費収入		障害児施設給付費収入	地域相談支援給付費収入 特例地域相談支援給付費収入 計画相談支援給付費収入 特例計画相談支援給付費収入 障害児通所給付費収入 特例障害児通所給付費収入 障害児入所給付費収入 障害児相談支援給付費収入 特例障害児相談支援給付費収入		

以下、省略

旧 資金収支計算書						別紙①
旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	
勘定科目【A】		勘定科目【B】				
科目区分		科目区分				
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分		
<経常活動による収支> 【収入】		<事業活動による収支> 【収入】				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	サービス利用計画作成費収入		障害児施設給付費収入	サービス利用計画作成費収入		

以下、省略。

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新						
事業活動計算書						
※旧基準の事業活動収支計算書では、「収入」「支出」を科目名に使用していたが、会計基準では「収益」「費用」に修正。						
【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	
勘定科目【A】		勘定科目【B】				
科目区分		科目区分				
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分		
<事業活動収支の部>		<サービス活動増減の部>				
【収入】		【収益】				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	サービス利用計画作成費収入			地域相談支援給付費収益 特例地域相談支援給付費収益 計画相談支援給付費収益 特例計画相談支援給付費収益		
	障害児施設給付費収入		障害児施設給付費収益	障害児通所給付費収益 特例障害児通所給付費収益 障害児入所給付費収益 障害児相談支援給付費収益 特例障害児相談支援給付費収益		
以下、省略。						
旧						
事業活動計算書						
※旧基準の事業活動収支計算書では、「収入」「支出」を科目名に使用していたが、会計基準では「収益」「費用」に修正。						
【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	
勘定科目【A】		勘定科目【B】				
科目区分		科目区分				
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分		
<事業活動収支の部>		<サービス活動増減の部>				
【収入】		【収益】				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	サービス利用計画作成費収入			サービス利用計画作成費収益		
	障害児施設給付費収入		障害児施設給付費収益			
以下、省略。						